様式第５号の６

協議対象建築物等自己評価書（姫路駅北駅前広場地区）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | | | 基　　準　　等 | 行為の内容 | 景観への配慮事項 |
| 景観形成の目標 | | | 本市の風格と都市ブランドを表現し、交通結節点として市民と観光客の利便性を向上するため、次項を目標に景観形成に取り組む。  ・播磨の玄関口、姫路城や大手前通りへの入口としての空間形成  ・にぎわい、親しみ、うるおいのある都市空間の形成 |  |  |
| 一般基準 | | | 播磨の玄関口、姫路城や大手前通りへの入り口としての風格を保ちながら、駅前として多くの人々が楽しく集い交流する空間を形成していくため、当地区での建築物等は、美しく落ち着いた風格の中にも活き活きとした様子が表れた規模・意匠・色彩をめざすとともに、その維持管理においても配慮をし、賑わいと親しみとうるおいのある空間づくりをめざし、街並み全体を調和のとれたものとする。 |  |  |
| 建築物 | 規模 | 高さ | ・４２メートル以下とする。 |  |  |
| 意匠 | 壁面設備 | ・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。 |  |  |
| 屋上設備 | ・壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い処置を講ずる。 |
| 屋外階段 | ・北駅前広場に面して設置しないよう努め、形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。 |
| バルコニー  ベランダ | ・洗濯物、室外機等が通りから直接見えにくい構造、意匠とし、手すり等は形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。 |
| １階部分の形態 | ・街のにぎわいを高めるようなショーウィンドウの設置に努め、シャッターを使用する場合はパイプシャッターの使用等により遮へい感を軽滅する。  ・北駅前広場以外の道路から車が出入りできる場合は、北駅前広場に面して駐車場の出入口を設置しないよう努める。 |
| その他 | ・北駅前広場との調和に配慮し、長大で単調な壁面とならないよう、意匠に工夫を施す。 |
| 色彩 | 外壁 | ・基調となる色は、姫路城の色調と調和のとれた色彩とし、明るい色調とするとともに、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。  ①無彩色を使用する場合は、明度５～９  ②Ｒ（赤）、ＹＲ（橙）、Ｙ（黄）系の色相を使用する場合は、明度５～９、彩度３以下  ③その他の色相を使用する場合は、明度５～９、彩度１以下 |  |  |
| その他 | 材料 | ・外壁は汚れの目立たない退色の少ないものとし、周囲の建物と調和のとれた質の高いものとする。 |  |  |
| 工作物 | 規模 | 高さ | ・４２メートル以下とする。  ・建築物と一体になって設置される場合にあっては、その高さの合計は地盤面から４２メートル以下とする。 |  |  |
| 意匠 | | ・地区に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 |  |  |
| 色彩 | 外壁 | ・基調となる色は、姫路城の色調と調和のとれた色彩とし、明るい色調とするとともに、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。  ①無彩色を使用する場合は、明度５～９  ②Ｒ（赤）、ＹＲ（橙）、Ｙ（黄）系の色相を使用する場合は、明度５～９、彩度３以下  ③その他の色相を使用する場合は、明度５～９、彩度１以下  ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するものについては適用しない。 |  |  |
| その他 | 材料 | ・外壁は汚れの目立たない退色の少ないものとし、周囲の建物と調和のとれた質の高いものとする。 |  |  |
| 屋外広告物 | 景観計画における行為の制限事項 | | ・各区域の景観形成の目標や方針に基づき、建築物との一体感を図り、地域の特性と整合・調和のとれたものとする。 |  |  |
| 屋外広告物条例における一般基準 | | ・材料は汚れが目立たず、退色、破損等のしにくいものとする。 |  |  |

※「行為の内容」欄のうち色彩に関するものについては、色彩の使用箇所ごとにマンセル表色系の値を記載すること